

【実践ノート】

人権教育・啓発を担う人材の養成

古角 美之

はじめに	82
第1章 教育・啓発を担う人材養成の現状と課題	83
第2章 人材養成の基本認識と経緯	84
第3章 これまでの兵庫県内の実践例	85
第1節 内容	
第2節 手法	
第4章 兵庫県教育委員会における学習教材及び資料の推移	86
第1節 同和教育・地域改善対策としての教育期（1960年代～1990年代）	
第2節 人権教育勃興期（1990年代末～2008年）	
第3節 人権教育中興期（2008年～現在）	
第5章 効果的な教育・啓発をめざす手法や内容の改善・充実の視点	87
第6章 指導者養成のための人権ネットワークの構築に向けて	90
第1節 教育と啓発	
第2節 自治体間及び関係機関・団体との連携	
おわりに	91

はじめに

2020年1月、日本国内において初めて新型コロナウイルスによる感染が発覚した。国外では既にその前年より発症が見られたが、短期間にパンデミックを引き起こし、2020年末において国内では第3波が到来し、新型コロナウイルス感染の収束の見通しは全く立っていない状況にある。

人類の有史以来何度も訪れた災害・事件の中で、感染症の脅威は世界的に広汎するだけでなく、形として目で見ることが難しいため畏怖の念さえ生じる。新型のウイルスは未知の存在であるだけに共通認識するための時間が必要となり、その間には実しやかな流言飛語や風評が起り、根拠のない噂や偏見によるいじめ・差別が惹起した。まさに近現代的社会の一側面であり、このことは、感染症の問題が生命への脅威としてだけではなく、同時に人権問題として立ち向かわなければならぬ問題となった。

平時から人権教育の重要性は問われ続けてきたにもかかわらず、非常時においてこそ人権教育の重要性が声高に叫ばれる風潮がこれまで何度も繰り返されてきたように思う。一方、私たちはその都度看過してきたことに責任を感じざるをえない。

そこで本実践ノートにおいて、改めて人権教育のあゆみを踏まえながら、人権教育・啓発を担う人材の養成について、筆者なりの整理を試みようと思う。

人権教育は、戦後の民主化の流れの中であってその必然として成立していくわけであるが、漫然と進んできたわけではない。特に、日本における固有の人権問題である同和問題の解決に向けた取組の過程の中で、1960年代半ばより人権に関する教育と啓発が政策的に推進され、人権教育・啓発の担い手たる人材の養成もまた行われてきた。

人材養成の必要性と重要性については、同和对策審議会答申（1965年）をはじめ、それ以降の国が設置した協議会からの意見具申において、また、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画（1997年）、人権教育・啓発に関する基本計画（2002年策定、2011年変更）などにも明記されている。とりわけ人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する人権教育の推進や研修等の取組が不可欠であることが強く指摘され、国や県などの地方自治体において研修の充実が図られるようになった。

にもかかわらず、教員や公務員などにおけるいじめやハラスメント等差別的な言動は近年大きくクローズアップされ、教員や公務員に対して人権教育や啓発への理解の不十分さもまた指摘されている。同時に、教員や公務員以外の特定の職業に従事する職種における研修等の取組は所管する関係省庁において積極的に推進されており、その研修プログラムや研修方法についてもよりいっそうの充実が図られることが望まれている。

本実践ノートにおいては、本県における人権教育や啓発の取組を基盤にしつつ、筆者自身が直接関与した学校教育や社会教育における実践に焦点を当てながら、具体的な事例を中心に紹介する。

第1章 教育・啓発を担う人材養成の現状と課題

人権教育や人権啓発の担い手としての人材養成は、これまでも国・地方自治体・地域等のレベルで行われてきた。国レベルにおいて、かつては同和対策としてその人材養成は総務庁（現 総務省）管轄により国を挙げて展開されてきた。現在は人権擁護や人権啓発の観点から法務省管轄として展開されている。

所管官庁の監督責任において行政職員や企業を対象に特化した取組が展開されており、勿論のこと一般を対象としたものはあるものの、その取組が国民からは遠い存在であるというのが実感ではないだろうか。

やはり、同和対策事業特別措置法（1969年）以降、特別措置法（時限立法）が終了する（2002年）までの特別対策としてトップダウンで行われてきた取組には、強制力が伴い、熱い思いの籠った取組であったように記憶する。

しかしながら、特別措置法失効前後である20世紀末から21世紀初頭は、同和教育から人権教育への移行期であり、「同和教育の成果を踏まえて人権教育として再構築する」（1996年地域改善対策協議会答申）という時期である。これまでの同和教育や啓発の成果と反省を踏まえて、地方においてはその主体性によって取組が進められた。一方、2000年代は地方分権が進展する時期とも重なり、平成の大合併を経験した地域や自治体においては、それ以前の旧地域の中できめ細かく丁寧な取組が積み重ねられていたが、合併後には以前と比較して広域で平準化した人権教育や啓発の取組になったという側面もあった。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（2000年）第三条（基本理念）にある「…様々な場を通じて、…人権尊重の理念の理解と体得を多様な機会において効果的な手法で、国民の主体性と実施機関の中立性の確保を旨として行わなければならない」という条文が却って制約感を醸し、同和教育から人権教育へと再構築していく過程の中で、円滑な推進を阻んでいたような感もある。まさに当時においては、同和教育と人権教育は二律背反するもののように移行が躊躇されるような雰囲気があったように思う。その基本理念を整理する期間が必要であったが、ややもすると人権教育の希薄化であったり、後退感や喪失感を惹起したりした期間でもあった。

人権教育・啓発を担う人材の養成においては、学習者の固定化や指導方法・内容のマンネリ化などという課題と並行しながら、誰もがその担い手となることが必要とされ、期待されながらも、日常的に生活や業務の効率化、選択と集中、役割分担意識の高揚などにより、特別措置法による同和対策下の人材養成とは比べられるものではないものの、差別を社会の中から根絶するという意識において低調感は否めないものがあった。それまでの取組では、同和問題の解決は即ち部落差別の解消であり、と同時に、その営みは派生する他の人権課題の解決に直結するものとして認識されていた。人権即ち基本的人権の尊重が日本国憲法で規定されているにも関わらず、私たち国民レベルで人権教育・啓発としての共通認

識が十分にできていなかったことが露呈された。

第2章 人材養成の基本認識と経緯

21世紀に入り、人権教育・啓発に関する法令や計画等に則り、様々な職種や役割に応じた人材養成の考え方や取組が進められてきた。行政職員や教員においては、時間的にも内容的にも研修を充実させてきており、業務上の基本事項として常時から人権教育・啓発の取組が進められてきた。

日本社会においては、個別の人権課題に応じた法的・制度的な整備が進む一方、深まりや熱意という点ではやや停滞感、或いは退潮・弱体感が募っている状況であったことは前章で述べたとおりである。

本県は、阪神・淡路大震災後の復興過程における行革の推進やICTの導入など業務の効率化・多忙化を背景として、人権教育・啓発の担い手である公務員や教員の役割が分散化されているように感じる。誰もが身につけなければならない素養としての人権意識や資質としての人権感覚の向上が、効率化の名のもとに役割論・機能論として一部の職員の責任分担として矮小化している点を懸念する。

ましてや特定職種（警察・消防、医療、福祉、法曹界等）における人権教育や啓発の取組には温度差があり、人権教育・啓発における人材養成という観点では十分に組織化・日常化されていない部署も見受けられ、危惧している。

近年になりいきなり人権教育・啓発は始まったわけではない。20世紀半ば以降、戦後の民主化、日本国憲法に基づく法整備、同和対策下で展開された同和教育や地域改善対策としての教育や啓発を通して、更には、同和問題のみならず、他の様々な人権問題の顕在化とそれに対する取組もまた、人権教育・啓発の取組として十分位置付けることができる。

つまり、20世紀後半に展開された取組は、差別の実態を踏まえた問題解決への取組として評価はできるものの、人権教育・啓発としては整理され、体系化はされていなかったわけである。

勿論、特別措置法下にあっては、行政や企業、或いは地域において同和問題の解決に向けて取り組まれた同和教育・啓発の研修推進員や指導員の制度は、人材養成という点で意義があった。本県においては、市町単位での地域学習会や研修会を企画・運営する推進委員や学習委員と言われる地域人材を育成してきたことは、いわゆる「同和問題の解決が国民的な課題である」としての取組であり、大いに評価できる。その取組は今もなお継続的に企業・職場や地域において継承されていることは本県の大きな財産である。

ただし、人権教育の手法や内容は、この十数年で大きく変更や改善がなされており、歴史認識の変化や人権問題に関する新たな法令等の成立と理解、更には、個別の人権課題に対する考え方の変容や人権教育・啓発の対象となる分野や問題も広がりを見せており、担

い手として養成された人材の更なる資質向上を図る手立ても必要となってきた。

第3章 これまでの兵庫県内の実践例

第1節 内容

本県においては、同和教育研修センター（現在 県立のじぎく会館内にある公益財団法人兵庫県人権啓発協会、以下「協会」）が人権啓発の中核的役割を担っており、県内全市町を網羅し、企業・団体・地域向けの多様な研修や講座、啓発資料DVD、テキストブック等を企画・作成し、長年にわたり兵庫県内の人権啓発における人材養成を担ってきた。今後もその役割は大きい。

また、人権教育については、兵庫県同和教育研究協議会（現在 兵庫県人権教育研究協議会、以下「兵人教」）が本県の中核的な役割を担い、神戸市を除く県内各地域・市郡町、学校園所全てが加盟し、人権教育の内容や方法について研究大会を中心に取り組み、県市全体の共通理解を図ってきた。

定期的に啓発資料（協会においては「ひょうご人権ジャーナル『きずな』」、兵人教においては機関紙「人権ひょうご」など）を発行し、人権啓発や教育研究についての各種事業を展開している。

本県においては、協会と兵人教が、人権啓発と人権教育の両輪となり、長年にわたってその取組を展開し、定着させてきたといえる。

また、本県の特徴としては、県及び協会の企画による人権啓発DVD（かつては、フィルムやビデオ）の制作は、長期にわたる取組であり、全国にも発信され、全国的に評価の高い事業である。その映像資料は県内で開催される各種研修会や学習会において活用され、定番の学習教材となっている。学校においても職員研修のみならず、授業においても活用され、本県児童生徒の人権教育資料として大いに役立っている。

第2節 手法

上記資料を活用したいわゆる座学式の研修会を基本としながら、被差別の当事者や研究者を招聘しての講義・講話形式も一般的であり、多数の参加者や学習差の顕著な集団に対する啓発には効果的である。

しかしながら、座学は一方向で受動的な側面があり、学習者の内面までの変革や深まりに欠けるという指摘は、1990年代に既になされており、当時から主体的・能動的な教育・学習方法が望まれており、全国的にも県内においてもいわゆる参加型・体験型の手法が実践された。特に、兵人教においては、1990年代前半から「入門講座」や「出前講座」など

の形で様々な参加型・体験型の手法が実践・研究されている。

県教育委員会においてはこの時期、同和教育・地域改善対策としての教育から人権教育へという移行期にあり、「人権教育基本方針」（1998年）が策定され、学校園所での使用を目的とした人権教育資料（副読本）が各種作成された。

第4章 兵庫県教育委員会における学習教材及び資料の推移

第1節 同和教育・地域改善対策としての教育期（1960年代～1990年代）

県教育委員会において「同和教育基本方針」（1968年）が策定され、同和教育の内容を定義するとともに、「教育上の較差解消」「部落差別意識の払拭」の二大課題を掲げ、同方針に基づき、児童生徒の就学や学力の向上、進路指導の充実を目標にした取組が展開された。

また、学校と地域が連携した取組である学力補充学級（1963年～）以降の教育事業は将来の地域を支える人材の育成という点で意義の大きい事業である。この事業は市町事業（県補助事業）として、名称を変更し、内容や方法を改善しながら、現在は地域に学ぶ体験学習支援事業として推進されている。

児童生徒用の教育資料については、下記のとおり作成された。

- ・小学生用 「ともだち（友だち）」（1964年～）
- ・中学生用 「信愛」（1964年～）から「友だち」（1973年～）へ
- ・高校生用 「同和教育資料」（1974年～）から「生き方の探求」（1983年～）へ

第2節 人権教育勃興期（1990年代末～2008年）

特別措置法失効が目前に迫る中、県教育委員会においては「人権教育基本方針」（1998年、以下「基本方針」）が策定され、①同和問題が人権問題の重要な柱である、②震災から学んだ教訓を生かす、③「人権という普遍的文化」を構築する、ことを目的として、人権教育の構成を4つの内容（①人権としての教育、②人権についての教育、③人権を尊重した生き方のための資質や技能を育成する教育、④学習者の人権を大切にしたい教育）にまとめた。この4つの内容とは、「人権教育のための国連10年」（1994年国連決議）の中でも提起された人権教育の4つの側面を参考にしている。この方針はまさに地域改善対策協議会答申（1996年）にある「同和教育の成果を踏まえて人権教育として再構築する」という理念を世界の潮流に沿いながら、本県の人権教育の考え方や方向性を明確に位置付けた。

また、県教育委員会は「外国人児童生徒にかかわる教育指針」（2000年）を策定し、全ての子どもに共生の心を育み、外国人児童生徒等のアイデンティティの確立を図るため、多文化共生社会の実現をめざす教育を展開していった。

児童生徒用教育資料も人権教育基本方針に則した内容にシフトしていった。

- ・幼稚園、小学生用「ほほえみ」(幼・小低 2001 年～、小中・小高 2002 年～)
- ・中学生用「きらめき」(2003 年～)
- ・高校生用「HUMAN RIGHTS」(2000 年～)

第 3 節 人権教育中興期 (2008 年～現在)

21 世紀を迎え、国においても人権教育の在り方がようやくスタンダードな教育として審議され始め、3 次に亘って公表された「人権教育の指導方法等の在り方について」(2008 年 第 3 次とりまとめ、以下「とりまとめ」)により、人権教育が全国的な取組として、学校教育において当たり前の教育として、人権教育の改善・充実をめざしていくことになる。とりまとめでは、人権教育の目標や内容・方法を明示するとともに、人権教育の理念だけではなく、知的理解や人権感覚、意識・意欲・態度、そして実践行動という資質・能力が人権教育を通して育つことを明確に表した点で大きな意味があった。

児童生徒用教育資料は「ほほえみ」「きらめき」「HUMAN RIGHTS」を基盤資料として活用し、内容の定期的な改訂、参考資料の更新・追加を図りながら現在に至っている。更に、個別の人権課題の解決を図るための資料(下記)を作成しながら、時代に即した教育としての人権教育を展開していくことが期待されている。

- ・小学生(低・高)、中学生、高校生用人権教育パンフレット[いじめ・虐待](2007 年)
- ・教師用指導資料「男女共同参画社会の実現をめざす教育の実践に向けて」(2007 年)
- ・中学・高校生向けDV防止啓発パンフレット(2010 年)
- ・アニメ「めぐみ」の活用について[北朝鮮当局による拉致問題](2012 年)
- ・いじめを許さない人権教育教材(2011 年)
- ・「ヘイトスピーチ」に対する正しい理解に向けて[外国人](2014 年)
- ・「性的マイノリティ」に対する正しい理解のために(2016 年)

などの資料を県教育委員会では精力的に発行するとともに、人権教育の効果的な資料となるよう、最新の人権課題の認識や捉え方に即した資料の追加・改訂を適時行っている。

第 5 章 効果的な教育・啓発をめざす手法や内容の改善・充実の視点

21 世紀を「人権の世紀」にするというスローガンのもと、国内外で人権尊重の気運が高まっている中でこれまでに様々な取組が近年においてなされてきた。そこで、筆者自身が人権教育における人材養成の観点で実際に行った研修会や講座・学習会で実践してきた手法や内容について紹介したい。

まず、効果的な教育・啓発とは何かということである。一度や二度の学習経験で人権を理解し身につけることができるかということとそんな簡単なものではない。上述した本県の基本方針や国の三次とりまとめにある目的の達成や資質・能力の体得、更には、兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針（2001年策定、2016年改定、以下「総合推進指針」）にある「日常生活に人権文化があふれる状況」を実現するためには、その担い手たる人材養成にあたり用意周到な研修プログラムが必要である。例えば、近世から近現代に至る人権の歴史を学ぶことで、人権に関する法令や制度のあゆみや人権獲得の歴史等を理解することは十分可能である。しかし、効率を優先するならば、人権教育という軸で人権問題に焦点化させて学ぶことの方が容易であると考えられる。つまり、同和問題をはじめ個別の人権問題に特化して学ぶことが重要となる。それぞれの人権問題のこれまでの過程や現状を知り、制度や法的措置について学ぶことも必要である。また、世界と日本との人権教育についての比較や相関性を理解することも大事である。そして、知的理解に留まることなく、技能及び意欲・関心・態度という人権感覚を磨く上では、参加型・体験型の学習形態は更に効果的である。学習する前提として参加型・体験型の学習形態を経験している必要性もあり、近年の学校教育で重要とされている主体的な学びに通じるものである。手法に学ぶという点でも参加型・体験型の学習を大いに取り入れていくことに意味がある。更には、実践行動へと発展させることが重要であるため、フィールドワークや地域ボランティア活動等の実践活動を取り入れることも考えたい。勿論既にこれらの実践活動や地域活動は学校教育や高齢者大学のような生涯教育、また、企業内研修においても採用されている。

このようなプログラムやカリキュラムが整っていても、短い期間の中で時間をかけて集中的に取り組むということは非常に難しい。自治体レベルで人権教育の推進役を育てている例は全国的には多くあるが、中長期に亘ってその人材養成を進めている所はやはり少ないのではなかろうか。年間を通して資質・力量を高めながら同時に地域での人権学習のリーダーとして活動されている例も多くあるものの、推進役が次々と交替することで個々の学びの発展や積み上げはなかなか厳しいのが現状である。

本県においては、県並びに協会による人権啓発DVDや学習の手引き等のテキストブックを活用した人権学習や研修は長年の取組により定着しており、全国的にも優れた取組であるといえる。それらの教材は、地域リーダーや学習リーダーといわれる人材が学習会や研修会を企画・運営することを想定した資料として工夫されている。また、全県的な人権フェスティバル（8月）や人権のつどい（12月）は、開催時期や内容もよく考えられており、人材養成の観点からも効果的な取組である。

祭りや集いという形式は、誰もが気軽に参加でき、ふだんの身近な生活の中で人権にふれる場を提供するという点では大いに効果を発揮する。しかし、個別の人権問題の解決や差別の解消を積極的に図る人材を育てるという点では、いささか物足りなさを感じる。学習者自身の内面に迫り、自らの課題に焦点化した学習内容や手法の必要性を感じる。

そこで、筆者が取り組んだ実践として、人権問題に特化した「人権教育入門講座」がある。効果的な人材養成の取組として、十数年来筆者自身が試行錯誤してきた実践であるが、この取組を進める前段階にあって契機となった二つの取組があった。

その一つが、1990年代に夢前町教育委員会の同和教育指導主事として地域学習を担当する中で、年間通した指導者講習を受講した教育委員会委嘱の学習啓発推進員制度の立ち上げと地域学習会講師のための「地域学習の手引き」の作成である。当時は県内各所で同様の取組があったので、県内各市町の担当者と相互交流や情報共有しながら作成した。当時、筆者自身はその講師陣を指導・養成するという立場になるだけの知識も経験も到底なかったため、民間企業で人権研修を企画・指導されていた外部講師を年間を通して招聘し、夢前町の学習啓発推進員の養成を行った。有名な講師や多くの人権学習資料はあるものの、あれもこれもでは指導の一貫性が損なわれると考え、一人の外部講師による年間を通じた指導により、夢前町学習会における指導や助言の一貫性を図った。

二つ目は、震災前後に兵庫県同和教育研究協議会が主催した「同和教育入門講座」への参加であった。当時は参加型体験学習が県内において盛んに行われていたが、その先駆けとして地域に出向く出前講座として実施された。それは、学習方法と内容の研究という新たな取組であり、いわゆるファシリテーター（学習運営者）養成の取組でもあった。その中身は、ワークショップ形式で行う参加型体験学習そのものであった。その集大成が今なお兵人教から発行されている人権学習資料「じんけんスキルブック」（現在、Ⅱ、Ⅲまで刊行）である。

その講座に参加した経験を生かし、筆者が県教委事務局人権教育課在職時（2006～2015）に、地域における人権教育の推進を図るために人材養成に特化して研究・開発したのが「人権教育入門講座」である。

講座の展開にあたっては、神戸市を除く県内市郡町の人権教育協議会全てが参加する兵人教の協力を得て、研究大会中央大会の分科会の一つとして、また、兵人教や地区人権教育研究協議会において単独講座として実施された。

ようやく実現に漕ぎ着けた第1回目は、第60回兵庫県人権教育研究大会中央大会兼但馬地区大会（2013年）において、同僚指導主事と共にファシリテーターとなり、A「同和問題」とB「多文化共生」の2講座を受け持ち開講した。研究大会における分科会の設定時間は約3時間であったので、1つの講座を90分として、2つの会場を使い、A→Bの順で実施する会場とB→Aの順で実施する会場を設定し、ファシリテーターが会場間を往来することにした。実践交流の場としての研究大会において、人材養成を主眼とする講座を開講したことは画期的な取組であると評価をいただいた。のべ200人の参加を得たことも評価の一端であったと思う。しかし、研究大会は地区持ち回りで開催されるため、地元の方々は運営協力者として用務が忙しく、地元の方々の参加が十分にできなかったこと、また、分科会参加者が入門講座を急遽受講されたことで、予定されていた分科会の人数が減って

しまったこともあり、中央大会での入門講座はこの時一回限りの試行で終わってしまった。筆者個人としては未だに悔やまれる経験となった。ただし、その後、入門講座のような人材養成を目的とした分科会が県内の地区研究大会等において設定され開講されていることは嬉しい限りである。

翌年からは兵人教単独の事業として例年1月末にのじぎく会館（神戸市）を会場に「人権教育入門講座」が開催され、テーマも「人権のあゆみ」や「いじめ」等の個別の課題に特化したもの、更には授業論や実践論も加わり、手法も参加型に限定することなく、講義形式あり、ポスターセッション形式ありと多様な形態で実施することで、参加者・学習者のニーズに応えながら現在に至っている。

第6章 指導者養成のための人権ネットワークの構築に向けて

第1節 教育と啓発

本県の場合、人権啓発と人権教育の両輪を、行政レベルでは県と県教育委員会が、また、民間レベルでは協会と兵人教が担ってきた。本県の人権啓発の土台は総合推進指針であり、人権教育の土台は基本方針である。その土台同士は時代の制約を受けながら、また、時代に適応し、更には、時代に先駆けておれずに存在している。このことは、人権文化にあふれた県民生活という車体の方向性を確かなものにしていく。両輪をつなぐシャフトが危うければ、車体は同一方向に進めなくなるばかりでなく、停止してしまうことさえある。両輪が回転数を同調させながら、かつ、スムーズに回転するためには、両輪の関係性そのものが同一歩調でなければならない。かつて本県においては、八鹿高校事件をはじめとする多くの重大な差別事件・差別事象が発生した。更には、震災復興という未曾有の重大事案を契機として、本県の人権啓発と人権教育は危機に瀕し、貴重な経験をしてきた。その時々において両輪の信頼性により様々な困難を乗り越えてきたものと自負する。

教育と啓発は勿論同じものではない。二律背反するものでも決してない。どちらかに含む含まれる関係でもない。しかし、教育と啓発がバラバラであれば、確かな効果を挙げることは不可能である。教育と啓発の相関関係こそがその地域の人権バランスのバロメーターであると考えられる。

教育と啓発それぞれの機能が有するネットワークはほぼ同じではないだろうか。教育と啓発はそのめざす先へと向かうアプローチこそ多少異なるだけで、行きつく目的地は同じである。だからこそ、教育と啓発という2つの領域が重なり合い、増幅していくところに人権尊重社会の無限の可能性があるのではないだろうか。

第2節 自治体間及び関係機関・団体との連携

現代社会や県民生活の基盤は日常にある地域や環境である。人権の領域は、差別や偏見だけではなく、生命、安全、平和、健康、資源、エネルギー、飢餓等といった分野にまで及んでいる。

教育と啓発が及ぼす影響と責任は今世紀に入り、ますます拡大化し、重大化している。人々が暮らし、生きていく社会的な空間は、家庭から社会へと広がり、地域や地球規模へと広がっている。人が集まることで集落を形成し、学校・職場を含む社会を形成し、一つ一つの自治体や関係機関・団体を形作っていく。その中で行われる人権教育や啓発の営みは相互に関連しあうことで更に進展することが望まれる。その人権ネットワークを円滑に構築するためにも、県や地域全体で情報を共有し、密接な関係性のある取組を展開する必要がある。その役割を果たし、場を提供することで人権ネットワークは充実していく。

人権教育と啓発の担い手は、地域の実態や課題を明確に把握し、多くの人々を巻き込みながら、人権教育と啓発の輪を広げていくという使命を持った人材である。まさに、人権ネットワークの核となることが求められる人材だからこそ、その人自身の力にのみ頼るのではなく、人権ネットワークの中においても育てていくことが重要である。

おわりに

筆者自身が、協会主催の講座・事業や兵人教主催の研究大会等に参加したり、また、協会並びに兵人教の事業に業務の一環として関与したりすることにより、大いなる学びと薫陶を得ることができた。まさにその中で自身の人権に関する知的理解や人権感覚（技能及び意欲・関心・態度）を見つけることができた。人権教育・啓発の担い手となる人材の養成を自身で経験できたように思う。そして、これまでに取り組むことができた実践につながったように思う。

筆者自身が社会人となり人権教育・啓発に接した当初は、人権に関する授業や担当する事業についての見通しも視野も狭く、目の前のことで手いっぱいであった。わからないことが自覚できないばかりに、研修会や研究会でも何を聞けばよいかも見当がつかなかった。しかし、その不明な段階での人との出会い、教材や資料との出会いによって、何度も何度も同じことを繰り返しながら、同じ失敗を重ねながら、一つ一つのことを理解し、自分なりの解釈を加え、必要な準備も徐々にできるようになったように記憶する。

自分自身が担い手として望まれるとか、期待されるとかを意識することも確かにあったが、自分自身がどうすべきか、どうなりたいかを考えるようになったとき、自ずと担い手としての道を開くことができたように思う。

先行き不透明で、何が待っているか予期することが難しくなった今だからこそ、これか

らの時代に求められる人権教育・啓発の人材養成もまた一様ではないことを自覚したい。一人でできるものでは到底ない。今後いっそう多くの人々と出会い、関係機関・団体と連帯しながらその道を切り開いていく一人になりたいと思う。

今回、本県を中心としたこれまでの人権教育・啓発の取組を振り返る機会をいただき、自身の実践を整理することができたことに感謝し、想像力を持って人権教育・啓発の担い手として尽力してまいりたい。

【参考資料】

- ・「兵庫県政 150 周年記念 兵庫県の歩み～この 50 年間～」(2017 年 兵庫県)
- ・「兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針」(2001 年策定、2016 年改定)
- ・「人権教育基本方針」(1998 年 兵庫県教育委員会)
- ・「同和教育・地域改善対策としての教育及び人権教育の変遷」(兵庫県教育委員会事務局人権教育課作成 毎年更新資料)